

様式1

事業報告書
(自 令和2年9月1日 至 令和3年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人伊東歯科クリニック
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 滋賀県近江八幡市鷹飼町北3丁目7番地6

(3) 設立認可年月日 平成11年 1月25日

(4) 設立登記年月日 平成11年 2月 1日

(5) 役員

	氏名	備考
理事長	伊東 伸晃	
理事	伊東 麻衣子	
同	伊東 敦子	
監事	伊東 雅弘	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人伊東歯科 クリニック	滋賀県近江八幡市鷹飼町北3丁 目7番地6	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 2年10月25日 令和1年度決算の決定

令和 3年 7月10日 令和3年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 伊東歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 近江八幡市鷹飼町北3丁目7番地6

財 産 目 録

(令和3年8月31日現在)

1. 資 産 額	259,166 千円
2. 負 債 額	14,519 千円
3. 純 資 産 額	244,647 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	135,623
B 固 定 資 産	123,543
C 資 産 合 計 (A+B)	259,166
D 負 債 合 計	14,519
E 純 資 産 (C-D)	244,647

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 伊東歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 近江八幡市鷹飼町北3丁目7番地6

貸 借 対 照 表

(令和3年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	135,623	I 流動負債	14,519
II 固定資産	123,543	II 固定負債	0
1 有形固定資産	11,827	負債合計	14,519
2 無形固定資産	465	純資産の部	
3 その他の資産	111,251	科 目	金 額
		I 資本金	20,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	224,647
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	244,647
資産合計	259,166	負債・純資産合計	259,166

法人名 医療法人 伊東歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 近江八幡市鷹飼町北3丁目7番地6

損 益 計 算 書
 (自 令和2年9月1日 至 令和3年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	194,047
2 事業費用	176,870
本来業務事業利益	17,177
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	3,487
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	20,664
事業利益	20,664
II 事業外収益	0
III 事業外費用	0
経常利益	20,664
IV 特別利益	1,599
V 特別損失	0
税引前当期純利益	22,263
法人税等	5,584
当期純利益	16,679

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人伊東歯科クリニック

理事長 伊東 伸晃 殿

私は、医療法人伊東歯科クリニックの令和2年会計年度（令和2年9月1日から令和3年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和3年10月25日

医療法人伊東歯科クリニ

監事 伊東 雅弘